

SLN No. 88 2001.3.28

編集著作物の保護範囲

著作物の保護範囲の広狭はアイデア自体の創作性の高低により決定されうる

—— 分冊職業別電話帳事件 ——

東京高裁平成 12 年 11 月 30 日判決

(原審：東京地裁平成 10 年 7 月 24 日判決)

はじめに

原告 M 及びアサバン印刷株式会社は、その発行する職業別電話帳(6 分冊)についての編集著作権及び出版権を、被告東日本電信電話株式会社(侵害当時は日本電信電話公社、以下電電公社あるいは NTT という)の職業別電話帳(タウンページ、5 分冊)により侵害されたとして損害賠償を求めた。これに対し原審は原告の電話帳が編集著作物とは認められないとして請求を棄却したが、控訴審は編集著作物であることを認めつつその保護範囲は狭いとして被告の侵害を否定した。控訴審は保護範囲の広狭にアイデアが及ぼす影響、特許権と著作権の保護対象の比較等を判示しており、意義あるものと思われる。本紙では先ず地裁判決を紹介してから高裁判決を検討する。

I 地裁判決

1. 事実関係

1.1 原告 M は、昭和 44 年から 50 年まで毎年 1 回、東京 23 区のうち台東区、葛飾区、墨田区、江戸川区を対象とする職業別電話帳を作成し「アサヒ番号簿台東、葛飾、墨田、江戸川版」として原告アサバン印刷が出版していた。このアサヒ番号簿は 23 区を 6 分冊に分けた第 1 分

SOFTIC

© 2001 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

冊で、他の5分冊は出版予定であったが未完成のまま断念された。

1.2 アサヒ番号簿の出版された当時、電電公社発行の職業別電話帳は23区の電話加入者を職業別に上下2冊に分類したもので、アサヒ番号簿は電電公社の職業別電話帳から4区の加入者を全て抽出し、その加入者名、住所、電話番号を電電公社版と同じ職業分類に従って配列したもので、各職業内の加入者の配列は「アイウエオ順」であった。

1.3 被告NTTは平成4年以降、東京23区を5分冊に分けた職業別電話帳(タウンページ)を出版している。

2. 争点

- (1) アサヒ番号簿第1分冊が「編集著作物」に該当するか。
- (2) アサヒ番号簿第1分冊とタウンページとの間に同一性があるか。
- (3) 予定されていたアサヒ番号簿第2～6分冊は「編集著作物」に該当するか。

3. 裁判所の判断

3.1(1)原告電話帳が「買い物、仕入のガイドブック」としての性質を有していたとしても、電電公社発行の職業別電話帳も同様であり、特に新しい性質を有するものではない。

(2)東京23区の職業別電話帳を更に細かい地域の電話帳に分冊することはありふれた発想であって、専門的知識や特段の創意工夫を要することなくなし得るし、電電公社の職業別電話帳も更に細かい地域に分冊することが昭和40年以降山口県、岡山県、大阪府において行われていたことも考慮すると、東京23区を更に細かい地域に分けること自体にも創作性はなく、分冊したという点にも素材の選択配列に創作性がない。

(3)原告電話帳の表紙には掲載地域が図示され、活字も大きくなっているが、表紙に掲載地域を図によって表示することは分冊化したことから容易に思いつくことであり、素材の選択配列とは直接関係しないことであり、活字の大きさを変えたことから直ちに素材の選択配列に創作性があるということとはできない。

(4)原告電話帳第1分冊は近隣の4つの区を一つの地域としたもの以上のものではないから、分冊した電話帳ということで素材の選択配列に創作性はない。

(5)原告電話帳の独創性として主張されている事柄につき、(ア)掲載区域方面別求人欄があるが、求人情報を地域別に分類したのみでは創作性はない。(イ)「縁黒連続広告」「黒ベタ広告」「割引券付広告」が掲載されていることで素材の選択配列に創作性があるとは認められない。(ハ)商店の広告を業種によって分類して掲載したことが素材の選択配列について創作性あるとの主張立証がない。(ニ)住所やメモを記載する欄があることで素材の選択配列に創作性あるとはいえない。

3.2 原告電話帳第2分冊乃至第6分冊は、作る計画があり、途中まで作業が行われたが、中断され、結局、素材を編集したものとして完成しなかったものであるから、編集著作権を主張することはできない。

3.3 仮に原告電話帳の素材の選択配列に創作性が認められるとしても、被告電話帳は分冊化された区の範囲が異なり、重複収録されている区もあって分冊化の仕方が全く異なり、また分冊基準も異なるから原告電話帳と被告電話帳とは同一性がない。仮に原告電話帳の独創性として主張されている部分の素材の選択配列に創作性が認められるとしても、これらの事項は被告電話帳には存在しないので同一性はない。

II 高裁判決

1. 控訴人の主張の要点

(1)対象となる著作物

控訴人電話帳は第2分冊から第6分冊についても、どのような編集方針に基づいて編集され、どの区を掲載対象とし、どのような内容となるのかが明らかであり、確実に発行しうる状態となっていたから、第2乃至第6分冊が未完成であってもこれらを含めて全体としての知的創作性が明らか程度に達していた。このような場合には未完成部分を含めた電話帳の全体が編集著作物として保護されるべきである。仮にそうでないとしても第2乃至第6分冊は独立の著作物である。

(2)創作性

(ア)著作物に現れる著作者の個性(思想または感情)は学術的・芸術的に優れたものであることを要するものではない。編集著作物においては、素材が単なる事実、データ等であっても、当該素材の選択または配列に一定の目的または方針に基づく何らかの著作者の個性が外部的表現に現れていること、その外部的表現行為に現れた著作者の個性が、現代社会における実用性という観点から見て積極的に評価しうる方針または基準に基づくものであれば足り、学問的な完全無欠さ、専門的知識に支えられたものであることを要しない。原判決は、著作権法における創作性につき、特許法における「新規性」、「進歩性」以上に厳しい高度な要件を課し、同要件の下に控訴人電話帳の創作性を否定したもので、著作権法12条1項の解釈を誤っている。

(イ)原判決は、既に他府県において一つの府県が複数の地域に区分され、分冊された電話帳が発行されていたことをもって控訴人電話帳に創作性がないことの根拠とするが、この考え方は著作権法上の「創作性」の判断基準に、特許法上の「新規性」と同様の要件を持ち込むものであり、法解釈を誤っている。他府県の職業別電話帳と東京23区のそれとでは対象地域が完全に異なり、素材も全く違っているのであるから、他府県の電話帳の分冊と控訴人電話帳とは関係がない。そうでなければ、地域分冊という形の分冊方法というアイデア自体を

保護することになる。

(3)複製権・翻案権侵害

編集著作物における複製権侵害は、表現の組成ないしは秩序としての素材の選択や配列における外面・内面的表現形式に実質的同一性が認められる限り、多少の増減・変更が加えられても差し支えない。また、編集著作物における翻案権侵害は、素材の選択や配列が異なっても、他方の編集著作物の素材の選択や配列における本質的な特徴(内面的表現形式)を直接感得できる程度に素材の選択または配列における基本的な特色が引き継がれている場合に肯定される。(被告電話帳は原告電話帳の複製権を侵害する。仮にそうでないとしても翻案権を侵害する。)

2. 裁判所の判断

(1)対象となる著作物について

著作権法によって保護されるのは、創作性そのものではなく、「表現したもの」、すなわち、現実になされた具体的表現を通じて示された限りにおいての創作性であり、その意味では、著作権法によって保護されるのは、現実になされた具体的な表現のみであるというべきである。控訴人電話帳の第2乃至第6分冊が未だそのものとしては存在しておらず、したがって、右の意味で、思想または感情を創作的に「表現したもの」となっていない以上、仮に、近い将来完成される予定であり、どのような編集方針に基づいて編集され、どの区を掲載対象とし、どのような内容となるのかなどが事前に示されていたとしても、控訴人ら主張の電話帳としての具体的な表現が存在しないのであるから、著作権法上の保護を受ける余地はない。

(2)創作性について

(ア)著作権法によって保護されるのが、「表現したもの」すなわち現実になされた具体的な表現のみであることからすれば、思想又は感情自体に保護が及ぶことがあり得ないのはもちろん、思想又は感情を創作的に表現するに当たって採用された手法や表現を生み出す本(もと)になったアイデア(着想)も、それ自体としては保護の対象とはなり得ないものというべきである。そして、この理は、対象が編集著作物であっても同様であると解すべきである。

すなわち、編集物もまた、「著作物」の一種にほかならず、そこでは、著作物性の根拠となる創作性の所在が素材の選択又は配列に求められているというだけで、前述した「著作物」の意義に鑑みれば、たとい素材の選択又は配列に関する「思想又は感情」あるいはその表現手法ないしアイデアに創作性があったとしても、それが「思想又は感情」あるいは表現手法ないしアイデア(以下、これらをまとめて「発想」ということがある。)の範囲にとどまる限りは、著作権法の保護を受けるものではなく、素材の選択又は配列が現実のものとして具体的に表現されて、はじめて、表現された限りにおいて、著作権法の保護の

対象となるものと解すべきである。

(イ)控訴人Mは、その精神活動に基づいて、東京二三区のうち台東区、葛飾区、墨田区、江戸川区の四区を選び、会議メモのページ、住所電話書抜欄のページ、求人広告欄のページなどを加えつつ、また、一般広告のほか割引券付き広告をも掲載しつつ、右四区内の電話加入者に係る控訴人電話帳（第一分冊）を作成したというのであるから、素材の選択又は配列を含めた電話帳全体に控訴人Mの思想又は感情が表現されているものといえることができ、この具体的な表現は、誰が行っても同じになるであろうといえるほどにありふれたものとはいえないから、控訴人電話帳（第一分冊）には、表現されたものの全体として創作性が存在するものと認めるのが相当である。

(ウ)(i)控訴人ら主張の控訴人電話帳の内的表現形式（発行方針）は、つまるところ、電話帳を作成するに当たっての発想、すなわち、思想又は感情あるいは表現手法ないしアイデア、というべきものであるから、それ自体としては、著作権法上の保護の対象とはなり得ないものである。この発想が現実具体的に表現され、表現されたもののうちに著作者の創作性が表われているとき、その限りにおいて、それが著作権法上の保護の対象となるものである。

(ii)右のとおり、著作権法が保護の対象としているのが現実になされた具体的な表現のみであるとしても、現実になされた具体的な表現に創作性が認められる場合に、次に問題となるのは当該著作物の保護の範囲であり、保護の範囲の広狭を検討するに当たって、本来は著作権法上の保護の対象とならない発想、すなわち、思想又は感情あるいは表現手法ないしアイデア自体の創作性が影響を及ぼすことがあることは、否定できないところである。すなわち、一般的にいつて、発想に卓越した創作性が存在する場合には、保護の範囲は広いものとなるであろうし、単に著作者の個性が表われているだけで、誰が行っても同じになるであろうといえるほどにありふれたものとはいえないといった程度の創作性しか認められない場合には、保護の範囲は狭いものとなり、ときにはいわゆるデッドコピーを許さないという程度にとどまることもあり得るであろう。

東京二三区の職業別電話帳を適切な近隣地域ごとに分冊するという発想については、ますます厚く重くなっていく電話番号簿を薄く軽くし、ひきやすく見やすくするために、一県（府）の電話番号簿を複数の地域ごとに分冊するという発想は、昭和四〇年以降、既に、電電公社において、山口県、岡山県、大阪府で採用していたことが明らかである。そうすると、東京二三区の職業別電話帳を適切な近隣地域ごとに分冊するという発想自体は、電話帳に関するものとしてありふれた発想を単に東京二三区の職業別電話帳に適用したというにすぎないから、これに格別の創作性を認めることはできない。

買い物・仕入のガイドブックとしての機能という発想については、昭和四四年発行の電電公社の職業別電話番号簿が買い物・仕入のガイドブックとしての機能を有していたことは明らかである。そして、このような機能は、多かれ少なかれ、すべての職業別電話帳が備えているものである。したがって、たとい、控訴人電話帳（第一分冊）が買い物・仕入のガイドブックとしての機能を持たせるといふ発想に基づいて作成されているとしても、その発想自体には、格別の創作性を見出すことができないものといわざるを得ない。

控訴人らは、ターミナルを基準にそこから放射線状に伸びる鉄道線路に沿った周辺三区ないし五区を組み合わせるという分冊の基準を採用して、東京二三区を近隣の有効広告範囲の地域別にグループ化して、控訴人電話帳の分冊としているとして、右基準の採用自体に創作性がある旨主張する。しかしながら、控訴人電話帳（第一分冊）は、客観的には、分冊の基準をうかがうことはできない。また、仮に、表現されたものから右基準をうかがうことができるとしても、同基準自体、分冊の基準としてはごくありふれたものということができるから、その採用に格別の創作性があるといえないことは明らかである。

以上、検討したところによれば、控訴人電話帳（第一分冊）は、控訴人ら主張の内面的表現形式（発行方針）について検討しても、格別の創作性を認めることはできない。そのほか控訴人電話帳（第一分冊）の表現の本（もと）となる発想に格別の創作性が存在することを認めさせる資料は、本件全証拠によっても見出すことができない。

そうすると、控訴人電話帳（第一分冊）の保護の範囲は、いわゆるデッドコピーを許さないというほどではないにせよ、狭いものになるといわざるを得ないのである。

(エ)電電公社が先行して他府県の電話帳を分冊していたことを東京二三区の電話帳に創作性がないことの根拠とする考え方は、誤りである。

しかしながら、そもそも、控訴人電話帳の内面的表現形式（発行方針）自体について著作権法による保護を求めようとする控訴人らの主張は、控訴人らの言い方を借りるならば、著作権法上の「創作性」の判断基準に、特許法上の抽象的な「技術的思想」と同様の要件を持ち込もうとするものであることは、前述のとおりである。原判決を攻撃する控訴人らの右主張は、一方で、特許法の下におけると同じように発想自体の保護を求めつつ、他方で、先行する電話帳の存在を指摘されるや、特許法下の保護と著作権法下の保護との相違を強調し、特許法上の「新規性」と同様の要件を持ち込むことは許さないとして、これを論難するものであって、論理が一貫しているとはいいがたく、失当である。

なお、あえて特許法と関連づけて述べるならば、前述したとおり、著作権法が保護の対象とするのは「表現されたもの」に限られるのであるから、著作権法においては、保護の対象となるのは、いわば、特許法における「実施例」に対応するもののみであり、この、「実施例」に対応する現実になされた具体的表現を出発点として、その表現の本となっている発想等を考慮しつつ、保護の範囲をどこまで拡張すべきかが判断されることになる、というべきである。

(オ)結局のところ、控訴人電話帳（第一分冊）は、現実に具体的に表現されたもの自体としては、創作性が認められ、著作権法による保護に値するということができるものの、控訴人ら主張の内面的表現形式は、それ自体としては、著作権法による保護の対象とはなり得ないものという以外になく、また、その保護の範囲は、狭いものとならざるを得ないのである。

(3) 複製権・翻案権侵害について

(ア)著作権法にいう複製あるいは翻案とは、既存の著作物に依拠してこれと同一のものある

いは類似性のあるものを作製することであり、ここに類似性のあるものとは、「既存の著作物の、著作者の思想又は感情を創作的に表現したものであるものとしての創作性の認められる部分」についての表現が共通し、表現が共通しているその結果として、当該作品から既存の著作物を直接感得できると判断できるものであって、この判断には、表現の本となる発想自体の創作性が影響を与え得る、と解すべきである。

これを本件についていえば、控訴人電話帳（第一分冊）と被控訴人電話帳とを、表現されたものの全体として対比したとき、具体的に表現されたもの自体に共通性が認められ、その共通性の結果として後者から前者を直接感得できると判断できる場合に、複製権侵害あるいは翻案権侵害が成立するものというべきである。そして、控訴人電話帳は、それを作成する上での発想（控訴人らのいう内面的表現形式）に格別の創作性が認められず、その保護の範囲も狭いものであることからすれば、たとい、両者を作成する上での発想（控訴人らのいう内面的表現形式）に共通するところがあったとしても、そのことが、控訴人電話帳の著作物についての保護の範囲を考えるうえで、当該保護の範囲を拡張する方向に働くものとなることは、あり得ないものというべきである。

控訴人電話帳（第一分冊）と被控訴人電話帳とを対比すると、分冊の内容が大きく異なっており、それに伴い、電話番号簿の表現内容も大きく相違していることが明らかである。そして、このような状況を前提にして、なお、被控訴人電話帳に現実に具体的に表現されたものから、控訴人電話帳（第一分冊）に現実に具体的に表現されたものを直接感得することができることを可能とする資料は、本件全証拠を検討しても見出すことができない。被控訴人電話帳に複製権侵害ないし翻案権侵害を認めることはできない。

Ⅲ コメント

1. 地域分冊版の職業別電話帳が編集著作物と認められるか、その複製権侵害の判断基準をいかに考えるべきか、という論点について原告が都立大学渋谷教授、被告が東京大学中山教授の意見書をそれぞれ提出して本格的に争われた事案である。

結論は地裁、高裁とも請求棄却となったが、その理由とするところは異なり、高裁は地裁の判断理由を誤ったものとして退けていると理解することができる。また、高裁は特許権における保護と著作権における保護の違いを説示し、著作権保護の場合に発想の創作性の高低がその保護範囲の広狭に影響を与える等の柔軟な解釈を打ち出しており、そのアプローチに異論は少ないものと思われる。

2. 原告(控訴人)は未発行の第2乃至第6分冊について編集著作物であると主張するが、地裁高裁とも著作物たり得ないとして退けている。この点は異論のないところであろう。

3. 第1分冊については地裁は編集著作物としての創作性がないとしてこれを否定し、高裁は編集著作物にあたるとする。この点についての地裁判断理由の一つに他府県で分冊電話帳が存在することを挙げるが、この理由は創作性判断に新規性を持ち込んだとして非難されてもやむを得ないものと思われ、高裁はこの根拠を否定する。そして高裁は、第1分冊は全体として創作性が存在するとして編集著作物であることを肯定する。創作性の存否は

認定事実の評価の問題であるが、判決文を見る限り、創作性がないとする地裁判決は説得力に乏しく、高裁判断が妥当であろう。

4. 高裁は、アイデア、発想自体は保護の対象とならないものの、当該著作物の保護範囲の広狭を検討するにあたってはアイデアや発想自体の創作性が影響を及ぼし、創作性の高い発想から著作物が作成された場合には保護範囲は広く、ありふれたものとはいえない程度の創作性が認められるにすぎない場合にはデッドコピーを許さない程度の保護範囲にとどまることもあり得る、とする。従来、発想の創作性は表現の創作性に昇華してしまい、著作物の類型により保護範囲の広狭が生じるとの考えはあったが、発想の創作性の程度が保護範囲に影響を及ぼすと明確に論じたものはないと思われる。

また、傍論ではあるが、著作権における保護対象たる「表現物」が特許における「実施例」に対応し、実施例における具体的表現を出発点としてその元となった発想を考慮して保護範囲をどこまで拡張すべきか判断される、としており、特許保護のアプローチとの比較を多分に意識したものといえよう。

(以上)